

香川県報



第 73 号

平成 18 年

9月15日(金曜日)

目次

告 示

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

- 障害者自立支援法の規定による事業所の所在地の変更の届出 （障害福祉課） 一
- 救急病院又は救急診療所の申出の撤回 （医務国保課）
- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定 （水産課） 二
- 漁業法の規定による区画漁業の免許の内容となる事項等の決定 （道路課）
- 道路の供用開始 （道路課）

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 （県民参画課） 三
- 大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告 （経営支援課）
- 土地改良区の定款の変更の認可 （土地改良課）
- 公共測量の実施の通知 （土木監理課）
- 都市再開発法の規定による市街地再開発組合の事業計画の変更の認可 （都市計画課） 四
- 土地区画整理法の規定による換地処分をした旨の届出 （ ）

選挙管理委員会告示

● 個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告

監査委員公表

○ 監査結果に基づく措置の公表（二件）

告 示

●香川県告示第五百八十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成十八年九月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一	有限会社介護支援サービスセンター	有限会社介護支援サービスセンター	平成十八年八月十六日	居宅介護
一〇〇八六一	御徳 （変更前） さぬき市鴨部四四 六九番地三	御徳 さぬき市鴨部四四 六九番地三		外出介護
一〇〇八六一	さぬき市鴨部七三 四三番地一			
一九				
三七〇〇〇二				
一〇〇八六一				
六八				
三七〇〇〇三				
一〇〇八六一				
一八				
三七〇〇〇三				
一〇〇八六一				
六七				

●香川県告示第五百八十八号

次の医療機関について、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の申出が撤回されたので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十八年九月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

認定番号	失効日	医療機関名	所在地
一七一一九	平成十八年九月十六日	医療法人社団祐和会 井川病院	高松市藤塚町一丁目一番一号

●香川県告示第五百八十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、豊浜加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためて告示する。

平成十八年九月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第五百九十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定により、区画漁業の免許の内容となる事項等を次のように定めたので、同条第五項により公示する。

平成十八年九月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 免許の内容となる事項、制限又は条件及び地元地区

計画番号区第一号（かき）

1 漁場の位置及び区域

- (1) 漁場の位置 小豆郡小豆島町蒲生西地先
- (2) 点の位置

基点 A 小豆島町、土庄町境界

- 〃 B さぬき市小串崎北端
 - 点 イ A から B 見通し線上 A から五七五メートルのところ
 - 〃 ロ A から B 見通し線上 A から八二五メートルのところ
 - 〃 ハ A から B 見通し線と直角にイから東へ一〇〇メートルのところ
 - 〃 ニ A から B 見通し線と直角にイから東へ三五〇メートルのところ
 - 〃 ホ A から B 見通し線と直角にロから東へ三五〇メートルのところ
 - 〃 ヘ A から B 見通し線と直角にロから東に一〇〇メートルのところ
- (3) 漁場の区域 ハニ、ニホ、ホヘ、ヘハの四直線に囲まれた区域

2 漁業の種類、漁業の名称及び時期

第一種区画漁業

名 称	時 期
かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

3 制限又は条件

- (1) 河川、港湾又は海岸の維持管理その他保全のため、国又は地方公共団体の行う事業の施行については、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 知事が定める様式により、毎年養殖計画及び養殖実績を報告しなければならない。
- (3) 漁期終了後、直ちに敷設物を撤去しなければならない。
- (4) 船舶航行安全のため、漁具の所在を示す有効な標識を設置しなければならない。

4 地元地区 小豆郡小豆島町池田、蒲生、室生、二面、吉野、蒲野、神浦

- 二 免許予定日 平成十八年十月一日
- 三 免許の存続期間 平成十八年十月一日から平成二十年十二月三十一日まで
- 四 免許申請期間 平成十八年九月二十一日から平成十八年九月二十二日十七時まで

●香川県告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年九月十五日から同年十月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 本町小瀬土庄港線（二百五十四号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
			平成五年香

小豆郡土庄町井ノ奥甲七三七番四地先から	四・〇	川県告示第 千八十四号 で変更した 区域の一部
小豆郡土庄町井ノ奥甲七三〇番五二地先ま で	九・〇	

四 供用開始の期日 平成十八年九月十五日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十八年十月二十四日まで縦覧に供する。

平成十八年九月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十八年八月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人東雲会

入井 善樹

高松市木太町四三〇二番地二二

三 定款に記載された目的

この法人は、心身障害者に対する授産事業を行い、生きがいを持たせ、社会復帰支援に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年九月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十八年四月二十八日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヨシセンター観音寺店 観音寺市植田町南原一〇一七番地ほか

三 法第八条第一項の規定により観音寺市から聴取した意見の概要

営業時間の延長により、特に深夜営業時は、警備員の巡回を行うなど、防犯対策を講じること。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

1 意見を出した者

観音寺商工会議所

2 意見の概要

大規模小売店を設置する者が配慮すべき指針事項（交通対策・騒音対策・廃棄物対策・その他等）について明記されたことを厳守すること。また地域と連携した地域活性化事業（イベント・祭事・地産地消）等地域振興について社会的責任（協力）を果たすこと。

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年九月十五日（金曜日）から同年十月十六日（月曜日）まで

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、観音寺市観音寺町土地改良区の定款の変更を平成十八年九月五日認可した。

平成十八年九月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第一項の規定により、丸亀市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十八年九月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類 公共測量（二千五百分の一都市計画図作成、一万分の一地形図作成、二万五千分の一地形図作成）

二 作業期間 平成十八年八月三十日から平成十九年九月二十日まで

三 作業地域 丸亀市全域（島嶼部除く）

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年九月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 組合の名称

高松丸亀町商店街A街区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成十四年十月二十二日から平成十九年三月三十一日まで

三 施行地区

高松市丸亀町の一部及び片原町の一部

四 事務所の所在地

高松市丸亀町一三番地二

五 設立認可の年月日

平成十四年十月十五日

六 事業計画の変更認可の年月日

平成十八年九月七日

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定に基づきさぬき市志度正面土地区画整理組合からさぬき市志度正面土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十八年九月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第百六十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十八年八月二十六日次の施設を指定した旨二木町選挙管理委員会から報告があった。

平成十八年九月十五日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

名 称	所 在 地
旧神山小学校屋内運動場	木田郡三木町大字奥山九九九番地一
旧小蓑小学校屋内運動場	木田郡三木町大字小蓑一三五一番地一

監査委員公表

●香川県監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年9月15日

香川県監査委員 石 川 豊

同 辻 村 修

同 石 川 稠 治

同 野 田 峻 司

1 監査対象部局 健康福祉部（病院事業会計を除く。）

2 監査対象年度 平成17年度

3 措置の概要

監 査 結 果 (対 象 機 関)	措 置 の 状 況
検討指示事項 健康生きがい中核施設の管理・運営について	健康生きがい中核施設の管理・運営について

健康生きがい中核施設については、平成10年度から各圏域ごとに順次整備し、指定管理者制度が導入されているところであるが、施設の管理にかかるところであるが、修繕等の将来的な財政負担のあり方を含め、今後の管理・運営について、早期に適切な対応を図る必要がある。	今後の施設の管理・運営のあり方については、施設設置市町と県との担当課長会の場を設けて、大規模修繕時の対応等も含め、協議をしてきたところであるが、整備年次や内容が施設ごとに異なることもあって、結論を得るには至っていない。 今後とも、引き続き、個別に、施設設置市町の意向を伺いながら、担当課長会の場で協議してまいりたい。
--	---

●香川県監査委員公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年 9月15日

香川県監査委員 石川 豊
同 辻村 修
同 石川 稠
同 野田 峻司

行政監査の結果に対する措置状況

事務事業の外部委託について

【個別的事項】

項目	改善又は検討を要する事項	所属名	左に対する措置状況
契約方法	単独随意契約の理由を記載していないので、改善を要する。	丸亀病院 (電気工作物保守点検(本館)) (庁舎清掃委託) (歯科補綴物の技工委託)	平成18年度の委託契約から単独随意契約の理由を記載した。

特定調達契約	随意契約（見積り合せ）から競争入札への変更について、検討を要する。	<ul style="list-style-type: none"> 総務学事課 (自動扉開閉装置(本館)保守点検業務) (ゴンドラ保守点検業務) 	平成18年度の委託契約から指名競争入札を実施した。
	プロポーザル方式により委託先を選定後、5年以上当該委託先と単独随意契約を行っているので、契約方法の見直しについて検討を要する。	<ul style="list-style-type: none"> 中央病院 (第一種圧力容器定期検査用整備業務) (中館及び北館空調機保守点検業務) (空調機、パッキングユニット、ファン、ファンユニット、ポンプ等保守点検業務) 丸亀病院 (エレベータ保守点検) (消防設備点検) 高松北高校 (中学校給食調理委託業務) 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度の委託契約から指名競争入札を実施した。 契約方法の見直しについて検討を進めており、平成19年度に契約方法の見直しを行う。
特定調達契約	特定調達契約に関する契約手続が	防災局 (香川県防災情報システム)	平成18年度の委託契約に当たっては、これまで

<p>適切にできていないので、改善を要する。</p>	<p>センサーシステム保守業務)</p>	<p>再委託されていた業務を再委託先との直接契約とし、また運用支援業務と機器保守業務を分割して発注することにより、競争性を高め、経費節減を図れるように契約方法の見直しを行った。その結果、平成18年度は特定調達契約に該当しない契約となり、特定調達契約に関する契約手続が不要となった。</p>	<p>理由を執行同書等に記載していないので、改善を要する。</p>	<p>多度津水産高校 (外地補給等委託業務)</p>	<p>白鳥病院 (MRI 保守点検) (エレベーター保守点検業務委託) (臨床検査業務委託 (血液)) (臨床検査業務委託 (病理組織)) (庁舎清掃業務委託) (医事会計業務委託) (給食外部委託)</p>	<p>平成17年度の委託契約から予定価格の省略理由を執行同書等に記載した。</p> <p>平成18年度の委託契約から予定価格調書を作成した。</p>
<p>県立病院課 (香川県立病院情報システム運用保守支援業務委託)</p>	<p>河川砂防課 (香川県水防情報システム保守管理委託)</p>	<p>平成17年度以降、前年度の契約金額と業務実績に基づき、予定価格を特例政令適用基準額(3,200万円)以下としたため、特定調達契約に該当しない契約となり、特定調達契約に関する契約手続が不要となった。</p>	<p>津田病院 (臨床検査業務) (臨床検査業務) (病理検査業務)</p>	<p>中央病院 (基準を上回る寝具の洗濯業務) (宿日直業務)</p>	<p>平成18年度の委託契約から予定価格調書を作成した。</p>	<p>基準を上回る寝具の洗濯業務については、予定価格の算定について検討中である。宿日直業務については、平成18年度の委託契約から予定価格調書を作成した。</p>
<p>高校教育課 (香川県立学校内LANシステムに係る運用支援業務)</p>	<p>住宅課</p>	<p>平成18年度は特定調達契約に該当しなかったが、今後契約手続きを適切に行うよう改善する。</p> <p>平成18年度は特定調達契約に関する契約手続を適切に実施した。</p>	<p>丸亀病院 (臨床検査委託) (歯科補綴物の技工委託) (寝具類洗濯)</p>	<p>丸亀病院 (臨床検査委託) (歯科補綴物の技工委託) (寝具類洗濯)</p>	<p>平成17年度の委託契約</p>	<p>予定価格の算定について検討中である。</p>

<p>農業経営課 (農薬登録に必要な作物分析資料作成業務委託)</p>	<p>平成17年度の委託契約から予定価格調書を作成した。</p>	<p>パーク内清掃等業務委託) (サンポート駐輪場内自転車等整理業務委託)</p>	<p>考慮して、予定価格を設定した。</p>
<p>長尾土木事務所 (自家用電気工作物の保安管理業務)</p>	<p>平成17年度の委託契約から予定価格調書を作成した。</p>	<p>香川東部養護学校 (スクールバス運行管理業務)</p>	<p>平成18年度の契約において、前年度及び前年度の契約実績金額を考慮して適正な予定価格の設定を行った。</p>
<p>生涯学習課 (生涯学習情報提供システムによるサービス提供業務)</p>	<p>現在の契約の終期は平成22年3月31日である。次回、同様の入札等を行う際には、予定価格調書を作成する。</p>	<p>香川西部養護学校 (スクールバス運行管理業務)</p>	<p>平成18年度の契約において、前年度及び前年度の契約実績金額を考慮して適正な予定価格の設定を行った。</p>
<p>小豆総合事務所 (小豆合同庁舎合併処理浄化槽管理業務)</p>	<p>平成18年度委託業務については、前年度契約実績金額等を考慮し、予定価格を設定した。</p>	<p>情報政策課 (データエントリ業務) (自動車税納税通知書プリント業務)</p>	<p>平成18年度の委託契約から個人情報取扱に関する条項を設けた。</p>
<p>総務学事課 (本館・警察本部庁舎) 消火設備保守点検業務)</p>	<p>消火設備保守点検業務委託については、歩掛り等により設計金額の積算を実施し、それにより予定価格を設定しているところであるが、次年度契約に向けて設計金額の積算を見直すなど適正な予定価格の設定について検討している。</p>	<p>防災局 (消防団活性化事業等実施業務)</p>	<p>平成18年度の委託契約から個人情報取扱に関する条項を設けた。</p>
<p>直島環境センター (中間処理施設清掃業務) (中間処理施設消防用設備等保守点検業務)</p>	<p>他部局の前年度類似契約の額等も考慮しながら、適正な予定価格の設定に努めている。</p>	<p>直島環境センター (中間処理施設見学者対応業務)</p>	<p>平成18年度の委託契約から個人情報取扱に関する条項を設けた。</p>
<p>高松港管理事務所 (朝日町緑地朝日グリーン)</p>	<p>平成18年度の委託契約から前年度契約金額等を</p>	<p>子育て支援課 (母子家庭等就業・自立支援センター事業)</p>	<p>平成18年度の委託契約から個人情報取扱に関する条項を設けた。</p>

<p>障害福祉課 (香川県障害者スポーツ大会開催事業) (第4回全国障害者スポーツ大会派遣事業) (老人性痴呆指導対策業務委託) (精神障害者退院促進支援事業業務委託)</p>	<p>平成18年度の委託契約から個人情報取扱に関する条項を設けた。</p>	<p>(香川県畜産経営技術高度化促進業務) 高松土木事務所 (椋川ダム建設に伴う登記業務) (椋川ダム建設に伴う登記業務)</p>	<p>平成18年度の委託契約から個人情報取扱に関する条項を設けた。</p>
<p>医務国保課 (保健師助産師看護師実習指導者講習会事業委託)</p>	<p>平成17年度の委託契約から個人情報取扱に関する条項を設けた。</p>	<p>住宅課 (県営住宅牟礼団地の敷地調査等業務) (香川県営住宅管理システムの保守業務) (宅地建物取引業免許事務等の電算処理業務の委託) (平成16年度宅地建物取引主任者証交付業務の委託) (木造住宅に関する普及・啓発活動の業務) (木造住宅耐震対策推進業務)</p>	<p>県営住宅牟礼団地の敷地調査等業務については、今後同様の契約があれば個人情報取扱に関する条項を設けるよう改善する。それ以外の業務については、平成18年度の委託契約から個人情報取扱に関する条項を設けた。</p>
<p>生活衛生課 (食品衛生責任者養成講習会等委託) (地区衛生組織育成事業委託)</p>	<p>平成18年度の委託契約から個人情報取扱に関する条項を設けた。</p>		
<p>観光交流局 (県産品総合振興対策事業) (香川ブランド戦略推進事業)</p>	<p>平成18年度の委託契約から個人情報取扱に関する条項を設けた。</p>		
<p>経営支援課 (平成16年度小規模企業者等設備導入資金貸付診断費等業務)</p>	<p>平成18年度の委託契約から個人情報取扱に関する条項を設けた。</p>	<p>保健体育課 (第59回国民体育大会夏季大会香川県選手団派遣事業) (第59回国民体育大会秋季大会香川県選手団派遣事業) (第60回国民体育大会冬季大会香川県選手団派遣事業)</p>	<p>平成18年度以降、同様の契約を締結する際には、契約書中に個人情報取扱に関する条項を設ける。</p>
<p>農業生産流通課 (盆栽芸術との出会いの場づくり推進事業)</p>	<p>平成18年度の委託契約から個人情報取扱に関する条項を設けた。</p>		
<p>畜産課</p>	<p>平成18年度の委託契約</p>		

	<p>契約保証金を徴収しているにもかかわらず、損害賠償金の一部として充当する旨の条項がないので、改善を要する。</p>	<p>情報政策課 (香川県庁舎映像情報システム運用業務)</p>	<p>平成18年度契約で改善済みである。</p>
		<p>環境・水政策課 〔「香川の世界」コンテンツ管理等業務委託〕</p>	<p>今後は、会計規則第154条の規定に基づき、適正に処理する。なお、平成17・18年度は契約保証金免除業者である。</p>
<p>履行遅滞に対する遅延利息を8.25%と誤って記載しているので、改善を要する。</p>	<p>観光交流局 (香川フットボールフォーラム記録記事掲載等業務)</p>	<p>正当な遅延利息は3.6%であるが、当該事業は単年度事業であり、すでに終了している。今後、委託契約締結の際には、十分確認するよう留意する。</p>	<p>平成18年度契約時に解除権留保の条項を加えて締結した。</p>
	<p>高松高等技術学校 (庁舎警備業務)</p>	<p>平成18年度契約時に解除権留保の条項を加えて締結した。</p>	<p>平成17年度の委託契約から自動更新条項を削除した。</p>
	<p>丸亀高等技術学校 (警備業務)</p>	<p>平成18年度契約時に解除権留保の条項を加えて締結した。</p>	<p>平成17年度の委託契約から自動更新条項を削除した。</p>
		<p>再委託</p>	
<p>所要の手續を経ずに再委託しているので、改善を要する。</p>	<p>事業実績報告書を受理後、10日以内に検査を行うことにもかわらず、検査が遅延しているため、改善を要する。</p>	<p>環境・水政策課 (環境保全活動推進事業委託 (エコライフかがわ))</p>	<p>今後は、業務委託契約書に基づき、適正に手續きを行う。なお、平成18</p>
	<p>委託期間 (事業) 終了後速やかに実績報告書等を提出することになっているにもかかわらず、提出が遅延 (1ヶ月以上経過) しているので、改善を要する。</p>	<p>障害福祉課 (障害者ケアマネジメント従事者新規研修 (香川県障害者スポーツ大会開催事業)) 保健体育課 (第59回国民体育大会夏季大会香川県選手団派遣事業) (第59回国民体育大会秋季大会香川県選手団派遣事業)</p>	<p>今後は、事業終了後速やかに実績報告書を受け適正に処理する。</p> <p>平成18年度から関係団体に対して実績報告書等の提出が遅延しないよう周知徹底を図る。</p>
	<p>事業実績報告書を受理後、10日以内に検査を行うことにもかわらず、検査が遅延しているため、改善を要する。</p>	<p>廃棄物対策課 (浄化槽維持管理強化指導業務)</p>	<p>平成18年度の当該委託業務にかかると事業実績の履行確認を事業実績報告書の受理後、10日以内に検査を実施する。</p>
	<p>所要の手續を経ずに再委託しているため、改善を要する。</p>	<p>環境・水政策課 (環境保全活動推進事業委託 (エコライフかがわ))</p>	<p>今後は、業務委託契約書に基づき、適正に手續きを行う。なお、平成18</p>

<p>する。</p>	<p>中央病院 (日立製生化学自動分析装置保守点検業務) (中館及び北館空調機保守点検業務) (空調機、パッキングエアコン、ファンタユニット、ポンプ等保守点検業務) (無停電電源装置保守点検業務)</p>	<p>年度は県からの委託事業は無い。 平成18年度から書面による再委託の承認の手続きを行うよう改善した。</p>	<p>平成18年度の業務委託契約に当たっては、契約相手である請負業者に対し再委託条項の説明を行い、再委託を行う場合には、事前に県の承認を得るよう指導を行った上で、契約を締結した。 契約締結後、再委託を予定する請負業者から、再委託に至る経緯や具体的な理由等の書面の提出を受け、審査を行った後、再委託の承認を行った。</p>
<p>契約事務 処理</p>	<p>年度当初に契約をするべきであるにもかかわらず、契約時期が遅延しているため、改善を要する。</p>	<p>小豆総合事務所 (ダムテレメータ・放流警報設備等保守点検業務) (吉田ダムエレベーター保守点検業務)</p>	<p>ダムテレメータ・放流警報設備等保守点検業務については、平成18年度の委託契約から年度当初に契約を締結した。吉田ダムエレベーター保守点検業務については、契約方法の見直しを行い、指名競争入札を導入した為、契約時期を遅らせたが、平成19年度以降については年度当初からの契約を予定している。</p>
<p>総務学事課 (本館衛生設備保守点検業務) (本館・警察本部庁舎) 消火設備保守点検業務) (東館等) 消火設備保守点検業務) (本館・警察本部庁舎) 自動火災報知設備保守点検業務) (東館等) 自動火災報知設備保守点検業務)</p>	<p>防災局 (香川県防災行政無線設備保守点検業務) (香川県震度情報システム保守点検業務) (香川県防災情報システムセンサーシステム保守業</p>	<p>香川県防災行政無線設備保守点検業務及び香川県震度情報システム保守点検業務については、平成18年度の委託契約から年度当初に契約を締結した。</p>	

務) (香川県防災情報システム 端末システム保守業務) (香川県災害対策本部室機 器保守業務)	それ以外の業務につい ては、平成17年度の委託 契約から年度当初に契約 を締結した。
文書館 (自動火災報知設備保守保 全業務) (中央監視設備点検業務) (ガス凍冷温水発生機保守 点検業務) (空調機・熱交換器・加湿 器点検業務) (自動制御機器点検業務) (昇降機保守点検業務)	平成17年度の委託契約 から年度当初に契約を締 結した。
保健医療大学 (実験排水処理設備保守点 検業務委託)	平成17年度の委託契約 から年度当初に契約を締 結した。
長尾土木事務所 (寒国川逆流防止水門外2 水門保守点検業務)	平成18年度の委託契約 から年度当初に契約を締 結した。
高松土木事務所 (内場ダムテレメーター・ 放流警報設備等保守点検 業務) (新川逆流防止樋門の保守 点検業務) (春日川潮止堰外4水門の 保守点検業務) (相引川排水機場の保守点 検及び運転監視業務)	平成18年度の委託契約 から年度当初に契約を締 結した。

	中讃土木事務所 (平成16年度長柄ダム・田 万ダムテレメーター警報設 備等保守点検)	平成17年度の委託契約 から年度当初に契約を締 結した。
	道路保全課 (道路通行規制管理・通行 規制情報提供システム保 守業務委託) (道路情報管理業務委託)	平成18年度の委託契約 から年度当初に契約を締 結した。
	県営水道事務所 (府中ダムダム諸量処理設 備点検業務委託) (西部・中部浄水系計装シ ステム点検業務委託) (綾川・東部浄水系計装シ ステム点検業務委託) (中継加圧ポンプ場管理業 務委託(西方面)) (中継加圧ポンプ場管理業 務委託(東方面))	平成18年度の委託契約 から年度当初に契約を締 結した。

【全般的事項】

項 目	改善又は検討を 要する事項(要約)	所属名	左に對する措置状況
委託の必 要性の検 討	事務事業の外部委託に 当たっては、県と民間等 との適切な役割分担を踏 まえ、その業務が委託に なじむのかどうかを検討 し、コスト比較や行政サ ービス水準の確保など様	政策課	事務事業の外部委託については、 事務事業改革の観点から、「アウト ソーシングの推進に關するガイドラ イン」を策定し計画的に推進するほ か、PFIの導入、独立行政法人制 度の検討など、民間能力やITを積 極的に活用すること等により、最も

<p>様々な観点からの検討を行い、最も合理的な方法を選択する必要がある。また、委託後に委託目的の達成状況や成果の活用状況を客観的に判断できるように、事前に数値目標や判断基準を設定するよう努める必要がある。</p>	<p>経済的、効果的、効率的に事務事業を実施できるよう取り組んでいるところである。 業務の選定に当たっては、行政と民間や国、市町との役割分担を踏まえて行うほか、委託の適否については、経済性や県民サービスの向上等の観点に立って検討し、推進形態についても人材派遣やPFI、NPOとの協働なども含めて検討することとしている。 また、委託先の選定に当たっては、競争性・透明性を持った手続がとられるよう随意契約の見直しを進めているほか、庁舎管理業務などについて、可能なものから改善が進むよう、委託内容の見直しや、委託先の責任範囲が明確になるよう、仕様書の点検にも取り組んでいる。 委託目的の達成状況の数値化等については、PFIを導入した事業では客観的な数値目標、判断基準を設定しており、成果の活用状況の把握等については、行政評価を活用し取り組みんでいるところである。</p>	<p>より5年以上同一の委託先に業務委託しているものについては、他に受託可能な者が存在しないかなどを十分に調査検討することが必要である。</p> <p>随意契約とする執行同書等に「入札に適しない理由」や「入札に付することが不利となる理由」等について、できる限り具体的かつ詳細な理由を記載するなど取扱いをより一層、徹底する必要がある。</p> <p>会計事務研修における周知、香川県会計規則（以下「会計規則」という。）第262条による会計検査時の指導、支出負担行為・支出命令等の審査を通じて、随意契約をする場合には執行同書にその具体的な理由を付記するよう、今後とも、なお一層徹底を図る。</p>
<p>競争入札が原則であることを踏まえ、随意契約とすることの妥当性を十分に検討する必要がある。特に、単独随意契約の場合には、慎重かつ適切な運用が行われることが望まれる。単独随意契約に</p>	<p>出納局</p> <p>県の契約全般にわたり、契約の競争性、公平性、透明性の向上を図るため、平成18年6月に庁内に関係課で構成する契約方法改善プロジェクトチームを設置し、契約の適正化に向けて、実務面からの現状調査や問題点の整理などを行い、御指摘の点も踏まえて可能なものから改善に取</p>	<p>出納局</p> <p>随意契約のうち一定額以上の随意契約については、ホームページにおいて、契約の相手方、契約金額、契約理由等を整理し公表することを検討するなど、随意契約手続の透明性のより一層の向上に努められるよう要望する。</p> <p>出納局</p> <p>公金支出に関する説明責任を果たすため、平成15年度から「費目ごと」の月別支払状況」及び「公共工事等に係る入札結果」を県のホームページ上で公表している。 また、平成18年度からは、これらに加えて、1億円以上の対外的な公金支出について、四半期ごとに支出の時期、金額、相手先等を公表することとしている。 一定額以上の随意契約の公表については、具体的な内容、方法について、検討を進める。</p>
<p>契約手続の適正化（随意契約について）</p>	<p>出納局</p>	<p>出納局</p> <p>随意契約は落札比率も高くなる傾向にあるので、一定額以上の随意契約を締結する場合には、効率</p> <p>契約の競争性、公平性、透明性の向上を図るため、平成18年6月に庁内に設置した契約方法改善プロジェクトチームにおいて、契約方法全般</p>

<p>性、経済性、公正性の観点から、委託先の選定、委託金額、契約方法等について審査する委員会などの設置を検討されるよう要望する。</p>	<p>性、経済性、公正性の観点から、委託先の選定、委託金額、契約方法等について審査する委員会などの設置を検討されるよう要望する。</p>	<p>性、経済性、公正性の観点から、委託先の選定、委託金額、契約方法等について審査する委員会などの設置を検討されるよう要望する。</p>
<p>コンペ方式等における審査委員会の設置に当たっては、公平性や透明性の確保に配慮することが重要であり、審査委員の構成は行政内部の職員に加え、できるだけ学識経験者や有識者などの外部委員も含めて設置することを検討する必要がある。</p>	<p>政策課 出納局 (共管)</p>	<p>これまで、必要性に応じて外部委員を含めた審査委員会を設置し、コンペ方式等を実施しているが、さらに公平性や透明性が確保できるように、審査委員会の設置、運営のあり方を含めて、検討していく。</p>
<p>電気設備や空調設備、エレベータの保守点検業務等については、安全性や故障時における迅速、的確な対応などの問題も踏まえ、競争入札への移行ができないか検討する必要がある。</p>	<p>政策課 総務学事 出納局 (共管)</p>	<p>県の契約全般にわたり競争性や透明性の向上を図るため、平成18年6月に市内に契約方法改善プロジェクトチームを設置し、契約の適正化に向けて、現状調査や問題点の整理などを行い、可能なものから改善に取り組んでいる。 電気設備や空調設備、エレベータの保守点検などの庁舎管理業務についても、この中で調査・検討を行っているところである。</p>
<p>一定の政策目的をもって特定の団体に単独随意契約により委託している庁舎清掃業務については、契約手続の透明性・公正</p>	<p>総務学事 課</p>	<p>庁舎清掃業務委託については、平成18年度契約から施設の一部において、競争入札を実施しており、今後とも、競争入札の拡大に向けて取り組んでいく。</p>
<p>性を高めるとともに、競争入札への移行に努める必要がある。</p>	<p>政策課 総務学事 課 (共管)</p>	<p>庁舎管理業務を地域ブロックごと一括して契約することについては、まず電気設備やエレベータの保守点検業務等を競争入札に移行できることが前提となることから、平成18年6月に市内に設置した契約方法改善プロジェクトチームにおける検討と並行して、できるだけ早くコスト削減が図られるよう、様々な手法を検討している。</p>
<p>情報化関連業務については、その多くが業者が提示した価格を基に契約を結ばざるを得ない状況になっているので、情報システム全体の最適化を図る中で、システムのオープン化等により競争環境を創出することによって、コスト削減を図る必要がある。</p>	<p>情報政策 課</p>	<p>財務会計や税務など主要14システムについては、システム構築業者以外の者でも運用・保守業務を受託できるよう、競争性の確保に向け、平成18年度からシステムの再構築に取り組んでいる。(平成22年度運用開始見込み)</p>
<p>機器、設備の保守管理業務については、常に見直しを行い、競争範囲を拡大していく必要がある。また、医療機器のような特殊・高額な機器等の保守点検業務などで競争性</p>	<p>出納局</p>	<p>県の契約全般にわたり競争性や透明性の向上を図るため、平成18年6月に市内に契約方法改善プロジェクトチームを設置し、契約の適正化に向けて、現状調査や問題点の整理など可能なものから契約方法の改善・検討を行っている。</p>

<p>がほとんど働いていないものについては、その機器等の購入時に、将来生じる保守点検費用も含めたライフサイクルコストについて考慮しておく必要がある。</p>		<p>医療機器のような特殊・高額な機器等の購入にあたっては、今後ともライフサイクルコストについて十分に考慮する。</p>
<p>契約手続の適正化(指名競争入札について)</p>	<p>出納局</p>	<p>「出納事務の手引」に指名競争入札ができる場合を例示するなど、指名競争入札の要件の周知に努めている。</p> <p>今後とも、会計事務研修や会計検査等を通じてその徹底を図るとともに、支出負担行為・支出命令等の審査時にも十分チェックするなど必要な指導を行う。</p>
<p>指名競争入札により委託契約を締結する場合には、契約事務の透明性やチェック体制の強化を図る観点から、根拠条項及びその具体的理由、指名業者選定の考え方を執行伺書等に明記する必要がある。</p>	<p>出納局</p>	<p>指名競争入札の具体的な理由などを執行伺書等に明記する。</p>
<p>指名競争入札において、同一の業者が継続して落札している場合には、その要因を調査分析するとともに、競争原理が十分に機能するような対策を講ずる必要がある。</p>	<p>出納局</p>	<p>競争性の確保についても、平成18年6月に庁内に設置した契約方法改善プロジェクトチームで調査・検討を行っている。</p> <p>また、審査を行う際にも、契約内容の把握に努め、必要な指導を行うこととする。</p>
<p>契約手続の適正化(予定価格の設定について)</p>	<p>出納局</p>	<p>「出納事務の手引」において設定に当たった基本的な考え方を定め、適正に処理がなされるよう指導している。</p> <p>なお、積算基準の作成については、平成18年6月に庁内に設置した契約方法改善プロジェクトチームにおいて、可能なものから検討していく。</p>
<p>前年度の契約金額を参考に予定価格を作成する場合には、情報を収集し、契約時点での実勢価格を把握し、また、委託先からの参考見積りをもとに予定価格を作成する場合には、複数の業者から参考見積りを徴収し見積りの比較を行うとともに、取引事例との比較等を行うなどして、適正な予定価格の設定に努める必要がある。さらに、積算基準を定めるなどして、県が独自に予定価格を積算できるように努めるべきである。</p>	<p>出納局</p>	<p>予定価格の設定に当たっては、その妥当性を検証できるような積算根拠を明確にしておく必要がある。また、予定価格を設定していない場合には、委託料の積算根拠を明確にしてその妥当性を検証できるようにしておく必要がある。</p>
<p>庁舎管理業務や高度(特殊)な専門知識を必要とする情報関連業務などについては、県全体</p>	<p>情報政策課</p>	<p>情報化関連業務については、平成17年10月に情報システム調達審査委員会を設置し、経費積算内訳書等の精査を行うことにより、予定価格設</p>

<p>として、予定価格の算定方法について、情報の共有化や各所属間の調整、統一的な基準の作成などを行うシステムの構築について検討する必要がある。</p>	<p>総務学事課</p>	<p>定の適正化を図っている。</p> <p>庁舎管理業務委託については、本庁舎の業務委託に関して作成している仕様書を出先機関に配布し、競争入札への切り替えを進めるとともに、共通仕様書を今後作成していく。</p>
<p>契約手続の適正化（契約書等の作成について）</p>	<p>出納局</p>	<p>契約書の記載事項などについては、会計規則に定めているほか、「出納事務の手引」にも掲載し適正な事務処理がなされるように努めている。また、仕様書の作成についても、適正な取扱いがなされるよう指導しているところである。</p> <p>今後とも、会計事務研修や会計検査などの機会を捉え、また支出負担行為・支出命令等の審査時にも十分チェックを行うなど必要な指導を行うこととする。</p>
<p>委託業務の適正な履行の適正な履行確保</p>	<p>出納局</p>	<p>契約の履行確認については、会計規則第160条に基づき、複数の職員で検査又は検収を行うだけでなく、契約の定めるところにより代価の一部を支払おうとするときも、同様に検査又は検収を実施することとしているが、これらが適正に実施されるよう、今後とも、会計事務研修や会計検査などの機会を捉え、契約書に報告事項等を明記することなど必要</p>

<p>法を工夫するなどして、委託業務全般について必要な指導、監督が実施されることを要望する。</p>	<p>出納局</p>	<p>な指導を行っていく。</p>
<p>再委託の場合、委託先を選定した際の理由と矛盾することのないよう再委託することの効率性、合理性等を十分考慮して承認することが必要である。また、再委託に関する規定を契約書に明記するとともに、再委託金額を把握しておく必要がある。</p>	<p>出納局</p>	<p>再委託については、会計事務研修や会計検査などの機会を捉え、再委託の承認手続など適正な事務処理がなされるよう、今後とも必要な指導を行っていく。</p>
<p>変更契約は当初契約の公正性や競争性を損なうおそれがあることから、当初契約の際に、仕様の精査等を十分に行うとともに、当初契約と変更後の同一性判断を厳正に行い、安易な変更契約の抑制に努める必要がある。</p>	<p>出納局</p>	<p>契約内容の変更は、当初契約と変更後の契約に同一性が認められる範囲内で行うことができる旨、「出納事務の手引」に記載し指導している。今後とも、会計事務研修や会計検査などの機会を捉え、また支出負担行為・支出命令等の審査時などにおいても必要な指導を行う。</p>
<p>庁舎維持管理業務や機器・設備の保守管理業務などについては、機器・設備の保守点検の状況及び部品交換等の履歴を整理しておく必要がある。</p>	<p>総務学事課 出納局 (共管)</p>	<p>業務委託契約の執行に当たっては、業務の継続性を保つ必要があるため、機器・設備の保守点検及び修繕の記録を整理、保管しておくよう、会計事務研修や会計検査などの機会を捉えて指導する。</p>
<p>契約に関</p>	<p>政策課</p>	<p>公共事業、特殊物品の購入、情報</p>

<p>する情報共有化</p>	<p>託については、契約のノウハウを一元的に所管する組織の必要性を含め、契約に関する情報の共有化を図るための方策を検討する必要がある。</p>	<p>情報政策課 総務学事課 出納局 (共管)</p>	<p>システムの調達については、個別に専門審査機関を設け、金額や内容等全般にわたり事前審査を実施している。</p> <p>情報化関連業務については、平成17年10月から、情報システム調達審査委員会の審査を通じて、システムの構築・運用等の仕様について、共通化が図られるよう取り組んでいる。</p> <p>庁舎管理業務については、出先機関との連携を深めるために、庁舎管理業務連絡会などを活用し、情報の共有化、効率的な契約方法を検討していくこととする。</p> <p>出納局の分掌事務に、①契約事務の指導、②契約制度に関することを追加したところである。</p> <p>平成18年6月に庁内に設置した契約方法改善プロジェクトチームにおいては、契約のあり方や書式の標準化等を含め、契約に関する情報の共有化を図るための方策も、検討することとしている。</p>							
<p>委託業務の見直し の検討など</p>	<p>複数年度にわたり同一業務を外部委託している場合には、社会経済環境の変化等に対応した見直しの検討が必要であり、中でも、同一の委託先に継続して委託を行っている業務は、適宜の見直しが必要である。また、複</p>	<p>出納局</p>	<p>平成18年6月に庁内に契約方法改善プロジェクトチームを設置し、契約の競争性や透明性を向上させるための改善策について、実務面での調査・検討を行っている。</p> <p>複数年度契約などについても、この中で検討を進めているところである。</p>							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="406 1131 821 1556"> <p>数年で契約する方がコストの削減等が期待できるものは契約の方法の見直しを検討したり、また、競争できる部分は分割して契約を行う必要がある。</p> </td> <td data-bbox="406 1556 821 1680"> <p>競争原理の働かない単独随意契約の場合や見積書を徴収せずに原から委託金額を提示して契約をする場合には、業務完了後、委託先からできる限り詳細な収支報告書を求めるなどして、委託金額の妥当性を検証しておく必要がある。</p> </td> <td data-bbox="406 1680 821 2116"> <p>出納局</p> </td> <td data-bbox="821 1131 1428 2116"> <p>単独随意契約の場合には、予定価格の算定を特に慎重に行うこととしているが、指摘事項についても、会計事務研修や会計検査などの機会を捉え、今後とも必要な指導を行っていく。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 1131 1189 1556"> <p>委託契約の競争性、透明性、公正性をより一層高めていくためには、職員の更なる意識改革が必要であり、常日頃から担当者の注意喚起やコスト意識の醸成を図るとともに、審査・指導機能が十分に発揮される体制を整備しておく必要がある。</p> </td> <td data-bbox="821 1556 1189 1680"> <p>出納局</p> </td> <td data-bbox="821 1680 1428 2116"> <p>毎年度、階層別の会計事務研修(初任者を対象とした会計事務初任者研修、現任者を対象とした会計事務現任者研修、責任者を対象とした会計事務責任者研修)をそれぞれ実施しているところであり、これらの研修を通じて職員の意識改革について強く注意喚起を行っている。また、支出席担行為や支出命令等の審査の充実にも、引き続き努めることとしている。</p> </td> </tr> </table>				<p>数年で契約する方がコストの削減等が期待できるものは契約の方法の見直しを検討したり、また、競争できる部分は分割して契約を行う必要がある。</p>	<p>競争原理の働かない単独随意契約の場合や見積書を徴収せずに原から委託金額を提示して契約をする場合には、業務完了後、委託先からできる限り詳細な収支報告書を求めるなどして、委託金額の妥当性を検証しておく必要がある。</p>	<p>出納局</p>	<p>単独随意契約の場合には、予定価格の算定を特に慎重に行うこととしているが、指摘事項についても、会計事務研修や会計検査などの機会を捉え、今後とも必要な指導を行っていく。</p>	<p>委託契約の競争性、透明性、公正性をより一層高めていくためには、職員の更なる意識改革が必要であり、常日頃から担当者の注意喚起やコスト意識の醸成を図るとともに、審査・指導機能が十分に発揮される体制を整備しておく必要がある。</p>	<p>出納局</p>	<p>毎年度、階層別の会計事務研修(初任者を対象とした会計事務初任者研修、現任者を対象とした会計事務現任者研修、責任者を対象とした会計事務責任者研修)をそれぞれ実施しているところであり、これらの研修を通じて職員の意識改革について強く注意喚起を行っている。また、支出席担行為や支出命令等の審査の充実にも、引き続き努めることとしている。</p>
<p>数年で契約する方がコストの削減等が期待できるものは契約の方法の見直しを検討したり、また、競争できる部分は分割して契約を行う必要がある。</p>	<p>競争原理の働かない単独随意契約の場合や見積書を徴収せずに原から委託金額を提示して契約をする場合には、業務完了後、委託先からできる限り詳細な収支報告書を求めるなどして、委託金額の妥当性を検証しておく必要がある。</p>	<p>出納局</p>	<p>単独随意契約の場合には、予定価格の算定を特に慎重に行うこととしているが、指摘事項についても、会計事務研修や会計検査などの機会を捉え、今後とも必要な指導を行っていく。</p>							
<p>委託契約の競争性、透明性、公正性をより一層高めていくためには、職員の更なる意識改革が必要であり、常日頃から担当者の注意喚起やコスト意識の醸成を図るとともに、審査・指導機能が十分に発揮される体制を整備しておく必要がある。</p>	<p>出納局</p>	<p>毎年度、階層別の会計事務研修(初任者を対象とした会計事務初任者研修、現任者を対象とした会計事務現任者研修、責任者を対象とした会計事務責任者研修)をそれぞれ実施しているところであり、これらの研修を通じて職員の意識改革について強く注意喚起を行っている。また、支出席担行為や支出命令等の審査の充実にも、引き続き努めることとしている。</p>								

